

広島県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年三月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原東城線

三 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備 考 |
|--|------|----------------|-----------------|--------------|-----|
| | 新 | 旧 | | | |
| 三原市久井町坂井原字室町一〇六一六番一地从先から 三原市久井町坂井原字堂之沖五〇一六番一地从先まで | | 七・四〇、 一六・〇〇 | 八・八〇、 四三・二〇 | 一七八・五〇 | 拡幅 |